

BATJ Union News !

2016年度 安全衛生委員会に関する問題提起について

皆様からのご意見、ご要望をお願い致します。

■安全衛生委員会とは？

安全衛生委員会とは、[労働安全衛生法](#)に定められている、労働者の意見を事業者が行う安全衛生措置に反映させる制度です。

社員が、安全かつ健康に仕事が行えるようにするにはどうしたら良いか？という視点で、会社、労働者の各代表が話し合いを行います。

※BATJにおいても昨年より、[会社側（HR/NSOPより各1名：計2名）](#)、[労働組合側（中央執行部代表2名）](#)の体制で、本社で月次定例開催しております。

■現在どの様な内容について話し合いを行っているのか？

主に、①安全 ②衛生/健康 に項目区分して労働災害防止/削減、及び心身疾患を含む社員の健康管理（現状把握、問題改善）について話し合いが持たれています（月次状況確認）

Category		KPI
安全 (Safety)	業務関連の怪我	重篤な怪我
		労災申請
		怪我によって休んだケース
	車両事故	事故数- Total
事故数- 有責		
衛生/健康 (Health)	長期傷病休暇	長期傷病休暇 - Total
		長期傷病休暇 - Mental Only
	過重労働	Field 稼働時間(時間)
		10時間以上Field 稼働(人数)
		1日に9時間以上運転(回数)
		月に160時間以上車両稼働(人数)
	ワークライフバランス	有給消化率(%)
健康診断	健康診断受診者数	

■上記項目以外で話し合いが必要と思われる職場の問題点を御指摘下さい。

(精査の上で2016年安全衛生委員会の議事項目として労組より提言致します。)

安全衛生委員会は、フィールド業務・職場環境の問題点を話し合っており、上記項目もどのような内容を指標として取り組んでいくか?といった労使協議に基づいて選定されていますが、話し合いを重ねていく過程で、特に“安全体制の充足”を確立する為には『労働災害に繋がる要因特定や職場環境の問題解決を促進させる全般的な意見集約が必要』との結論に至りました。

安全衛生委員会は会社主導で行われておりますが、会社代表者はフィールド業務に精通しておらず、また、労組代表者も各地域の詳細把握は困難であることから組合員皆さまより問題提起(ご意見、ご要望)を承りたく、御協力の程を御願い致します。

これ迄も地域集会等で提起された「話し合いが必要と思われる事例」については都度に個別案件として話し合っていました。今般の意見集約で組合員皆さまからご意見を頂く事を通じて2016年は、「より職場に根付いた話し合い」として安全衛生委員会の活性化を図る事が出来ます。

- 全国的な問題と考えられる事例に限らず、ご自身の職場に根ざした地域問題等でも構いません。
- 個人的な悩み等も含めて忌憚のない意見を御願い致します。

労働災害/事故/怪我を未然防止に繋げる話し合いを行う事が重要となりますので、どんな事でもまずはこの機会にご意見頂ければと思います。

※意見集約のアナウンスに関しましては、別途ラインを通じて行います。

※集約期間は11月上旬(約1週間~10日)を予定しております。

ご協力の程、宜しく御願い致します。

BATJ 労働組合 執行部

※安全衛生委員会(労使取組)について、より詳細に確認出来る内容を参考までに抜粋しています。以下【参考資料①②】にて是非ご確認ください。

【安全衛生委員会取組に関する参考資料①】

事故撲滅と安全労働は労使の共通課題

企業は、事故撲滅、ゼロ災、労働者の健康確保をめざして各種の取り組みをしていますが……

企業側の一方的な考えだけでは

働く側の気持ちとして ● 小さな事故は面倒だから報告しない
● 事故原因を追究しない
● 費用がかかるから衛生や環境について話さない

職場からの声がないと

企業が目標とする労働安全衛生から離れることになり、
真の意味での職場の労働安全衛生にはつながらない

労使が一体となって取り組む

現場は安全衛生の情報源

- 大きな事故をなくすためには、ヒヤリ・ハットなどの危険要因の把握と、その危険要因を取り除いていくことが最も近道です。
- 従業員からの情報収集が大切であり、情報収集しやすい環境が必要です。
- 安全衛生に関する協議は、企業側だけで行うのではなく、働く側の意見を取り入れその職場に働く全員の活動とすることで効果を最大限発揮できます。

ハインリッヒの法則
1:29:300



安全衛生委員会に求められていること

安全衛生委員会の必要性

安全衛生委員会の機能

事業場における労働災害等の危険防止（製造業、建設業はとくに危険・有害性の調査、設備等の危険・有害性の除去・低減措置の実施）、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進について調査・審議する場。

働く者の声を大事にしながら、その解決・改善を労使で話し合い、事業場の労働安全衛生を促進していくことが目的。

委員の構成

半数については、労働者の代表による推薦にもとづき選出（指名）する。

近年では

労働災害の防止・安全対策の問題に加え、働く者の健康面、とりわけ「こころの健康」（メンタルヘルス）に関する問題が深刻。

誰もがストレスをためずに、気持ちよく働ける職場を実現させるためにも、「安全衛生委員会」の役割がますます高まっている。

ハード面、ソフト面の充実とともに、気配りや配慮など含めハート（心）に訴える安全施策・対策等が必要。

安全衛生委員会の設置と協議促進は、企業にとってもプラス面が多くある。